

令和2年度第3回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和3年3月2日（火）

都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

午後 1 時 32 分開会

○野口課長 大変お待たせいたしました。ただいまから令和 2 年度第 3 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

事務局を務めます生活安全課長、野口でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日も前回に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインによるご出席を併用して実施をいたします。何とぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。着席のまま失礼いたします。

まず、お手元に配付の資料を確認させていただきます。ペーパーレス化の取組を進めておりますので、お手持ちの資料、電子ファイルまたは受付にてお配りした紙資料をご覧ください。

最初に、会議次第になります。

順次おめくりいただきまして、委員等名簿・事務局名簿、座席表。

次に、資料 1、協議会報告書（案）。資料 2、今後の協議スケジュール。資料 3、過去テーマに関する取組状況について。報告書（案）は、本編と資料編となります。

それから、参考として、本協議会限りということで、アンケートの調査結果もつけてございますので、後ほど説明の際にご参照いただければと思います。不足等ございませんでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

本日、東京消防庁の浅見匡哉委員ですが、所用のためご欠席でございます。代理として、防災部防災安全課生活安全係長の阪本浩司様にご出席いただいております。

○阪本委員代理 阪本です。よろしくお願いいたします。

○野口課長 また、本日はオンラインでのご出席ですが、オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の鮎澤良史様の代理として、消費者安全課の飯島孝史様にご出席いただいております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから越山会長に進行をお願いいたします。

○越山会長 それでは、会議次第に従いまして、進行させていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日は、16 時を終了予定としておりますので、議

事進行にご協力をお願いできれば幸いです。

リモートの皆さん、声、聞こえていますでしょうか、大丈夫ですか。もし聞きづらければ、チャット機能で事務局のほうにご連絡いただければ幸いです。

それでは、議事の1に入りたいと思います。

資料1、報告書（案）の本編、第1章から第9章に入ります。事務局のほうから一括して説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課の松田と申します。座ったままでご説明します。

それでは、資料1、報告書（案）についてご説明します。

本編の表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

報告書（案）本編は、第1章及び第2章、それから第4章及び第5章までが、第1回協議会の資料、第3章と第6章から第9章までが、第2回協議会の資料としてお示ししたものです。第1章から第7章については、各章の最初のページに概要を掲載し、事務局で文言修正や資料の追加をしています。第8章、安全に係る現状と課題、第9章、安全に係る今後の取組についての提言は、第2回協議会の後、委員の皆様にご確認いただき、皆様からのご意見を反映しております。

また、本編のほかに資料編を設け、アンケート調査結果などもこちらに掲載しています。

それでは、先に、第1章から第8章までについて、時間が限られていますので、第1回、第2回協議会資料からの主な変更点や追加点についてご説明します。

まず、15ページをご覧ください。

第2章、種類と安全対策に、エアゾール製品の噴霧を決める要素などについて、自主基準の技術資料から図2-1、図2-2として追加しました。

飛びまして、25ページをご覧ください。

第3章、業界団体等の取組に、第2回協議会から参画いただいております株式会社コロナ様の取組の概要について追加しました。

簡単に紹介しますと、自社お問合せ窓口から事故情報を収集しているが、重篤な事故報告はない。原料の安全データシート等から環境、人体への影響の少ない原料を選択。「自主基準」の安全確認試験、表示を遵守。防水スプレー取扱店舗、売場に使用時の注意喚起POPを設置。問合せの際には必ず「屋外でマスクを着用し、吸い込まないようにご使用下さい」と注意喚起。消費者から「吸い込んでしまった後の対処方法」、「長い間使用していない防水スプレーの処分方法」の質問があったとのこと。詳しくは、31ページ、32

ページを後ほどご覧ください。

次に、28 ページをご覧ください。

日本エアゾール協会様の取組として、(6) 輸入品の取扱いについて、を追加しました。

内容は、輸入事業者からの依頼に基づき、輸入しようとしているエアゾール製品について、高圧ガス保安法の適用除外を確認する試験を実施し、試験成績書を発行していますが、厚生労働省の改訂版「手引」発行以降、防水スプレーについては、輸入品検査を実施する前に技術的基準、噴霧粒子径と付着率になりますが、これに合致しているか否か試験を行い、合格した製品についてのみ輸入品検査を行い、試験成績書を発行しているといった内容になります。

飛びまして、33 ページをご覧ください。

第4章、法令・規格・基準、取組の法令ですが、34 ページになります。(2) 家庭用品規制法に、第3条の事業者の責務について追加いたしました。

また、次の(3)に、製造物責任法について追加いたしました。

飛びまして、77 ページをご覧ください。

第6章、アンケート調査結果にプレ調査と本調査の回答者の性別・年代別構成割合のグラフを追加しました。

飛びまして、114 ページをご覧ください。

図6-47、危害経験時の症状と持病・既往症歴ですが、分かりやすく危害経験時の症状に対する持病・既往症の割合になるように因子を入れ替えました。

飛びまして、153 ページをご覧ください。

このページ以降が第8章、第9章となります。第8章、安全に係る現状と課題は、第9章の提言内容と重複する部分を割愛し、全体の構成を見直しました。特に課題に該当する部分は、一つにまとめました。

第1章から第8章の主な変更点は以上となります。

それでは、続きまして、第9章についてご説明いたします。

162 ページをご覧ください。

この提言案は、商品の安全対策、消費者の行動に結びつく注意喚起、事故情報の収集と分析共有の3点について取組をまとめています。記載順にポイントを絞ってご説明します。

それでは、まず、第1、商品の安全対策をご覧ください。

1、自主基準の遵守。こちらは、販売事業者、製造事業者、製造事業者団体の取組とな

ります。日本エアゾール協会は、「自主基準」を制定しております。会員企業はこの「自主基準」に基づき、防水スプレー等を製造しています。「自主基準」では、噴霧粒子径及び付着率の安全確認試験と注意表示が定められています。

提言として、噴霧粒子径等の基準適応状況の定期的な確認ということで、一度、判定基準の適合が確認された商品についても、定期的な確認を行う。製造事業者団体は、販売事業者・製造事業者の支援を行うとしています。

次に、2、自主基準に基づく改善。こちらは、販売事業者の取組となります。アンケート調査でも注意事項の表示をより分かりやすくしてほしいという意見は多く、また、注意表示が商品によって記載方法に差異があり、マスク着用表示の商品が少なく、「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時のマスク着用者も少なかったことから、以下のような注意表示の記載等を行うとしています。

(1)として、注意表示の必須記載事項の付帯文言の記載の徹底。「自主基準」では、必須記載事項を統一注意表示事項としております。「必ずマスクを着用してご使用下さい」は、現状ではその付帯文言とされていますが、今後は、必ず表示を行うとしています。

163 ページをご覧ください。

(2)として、任意注意表示事項の積極的な表示。「自主基準」の任意とされている注意表示のうち、事故防止に有用な表示は、今後、可能な限り表示を行うとしています。

アとして、表示を推奨する注意事項、イとして、表示を推奨するリスクの例を挙げました。

(3)として、注意事項の記載表現の統一。使用時の注意事項の表示は、メーカー・商品ごとにその記載表現がまちまちであったことから、消費者への理解を促進する観点で、注意事項ごとの表示やレイアウト、特に注意すべき事項の強調方法等を統一するとしています。

次に、3、消費者の理解を促す注意表示。こちらは、販売事業者の取組となります。

(1)として、適正な使用方法及び使用時の注意事項に関する説明書の添付。特に容量の小さい商品は、注意事項の記載スペースや文字サイズなどの制約が大きいため、適正な使用方法や使用時の注意事項について、読みやすい説明書の添付を検討するとしています。

(2)として、消費者が読みやすい・理解しやすい注意表示への改善。注意事項の文書量が多くなると、かえって消費者の確認が不十分になる可能性を考慮し、レイアウト、イラスト（ピクトグラム等）の使用、適切な強調表現等により、抑揚のある注意事項の記載

を工夫するとしています。

次に、4、より安全な商品の開発。こちらは、販売事業者の取組となります。「自主基準」の遵守にととまらず、撥水性樹脂や溶剤の成分、噴霧粒子径や挙動、付着率等を考慮し、より安全な商品を研究開発するとしています。なお、事前にお配りした資料から表現を少し変えております。

次、164 ページをご覧ください。

次に、5、輸入品等の安全対策。こちらは、都の取組となります。輸入品及び日本エアゾール協会の会員企業ではない製造事業者による商品は、「自主基準」の遵守状況を確認できず、安全性が確保されていない可能性があるため、これらの商品の安全対策も併せて推進していく必要があることから、輸入事業者や非会員企業の製造事業者などに対して、今回の協議会報告について広く情報提供を行い、安全な商品の流通を促す啓発を行うとしています。

次に、第2、消費者の行動に結びつく注意喚起です。

まず、1、消費者の安全意識の向上は、販売事業者、製造事業者団体の取組となります。今回のアンケート調査から、防水スプレー使用経験者の約半数が、防水スプレーの使用による吸入事故の発生を認知していませんでした。したがって、消費者の安全意識を向上させるため、今回の調査から明らかになった使用実態等を踏まえ、使用方法について危害が発生し得ることについて、具体的な事故事例を挙げるなどして、消費者に分かりやすく、浸透しやすい注意喚起を積極的に行うとしています。

次に、2、安全な使用を促す具体的な注意喚起は、販売事業者、製造事業者団体に加え、関係する取組として、防水スプレー等の使用時における安全確保のため、(1) 防水スプレー等の適正な使用方法と裏返しにはなりますが、(2) 防水スプレー等の使用時の注意事項について、消費者への注意喚起を行うとしています。

次に、165 ページをご覧ください。

次に、3、消費者への効果的な普及啓発です。こちら販売事業者、製造事業者団体に加え、関係する主体による取組となります。消費者に対し、防水スプレー等の使用時の注意事項をより効果的に伝えるため、関係機関は連携して、(1) 小売店での注意喚起ということで、防水スプレー等の使用対象物としては最も多い靴の販売店、またホームセンターなどを対象にして、販売時に注意喚起を促す依頼を含め、防水スプレー等の使用時の注意事項や使用による安全性の確保に関する情報を提供し、普及啓発を促すとしています。

(2) さまざまな媒体の活用ということで、周知に当たっては、消費者の認知向上に資するため、商品表面への表示とあわせて、SNS・ウェブサイトのほか、使用時の注意事項に係る動画など、多様な媒体を複合的に活用することとしています。

次に、4、安全性に係る情報開示・提供は、販売事業者の取組となります。防水スプレー等の安全データシートについて、その作成及び開示・提供に関して、さらに積極的な取組を進めるとしています。

次に、166 ページをご覧ください。

第3、事故情報の収集と分析、共有です。

1、事故情報の収集体制の整備と事故情報の活用は、販売事業者が主体の取組となります。事故情報の収集体制の整備、安全対策の推進への事故情報の分析と活用。事故情報の継続的な収集と対策・改善等の効果についての定期的な検証を検討するとしています。

2、事故情報の収集と情報提供への協力は、国及び都などが主体となる取組となります。商品使用に関わる消費者の事故情報を集約することにより、今後の事故防止対策の強化に活用できるようにすることが重要です。

厚生労働省の「手引」でも、「さらに、この事故防止関連情報を1社だけで保有するのではなく、業界全体で共有化できる「事故情報の共有化システム」の構築も重要と考えられる。」と記載されていますので、国及び都は、各機関及び販売事業者が収集した事故情報を集約し、事故の未然・拡大防止に有効に活用できるよう、「手引」の策定経過や組織体制等も踏まえ、販売事業者によるネットワーク整備について検討及び連携・協力をするとしています。

第9章、提言の説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、これからこの内容についての検討に入りたいと思います。ただいま第1章から第9章まで説明がありましたが、まず、第1章から第8章までに関してのご意見等を賜れば幸いです。1章から8章、どの箇所でも結構ですので、お気づきの点、または確認したい点がございましたら、ご遠慮なくご発言いただければと思います。リモートで参加の皆様も、もしご意見等ございましたら、遠慮なくご指摘、ご提案ください。

はい。今、お手が挙がりましたので、お願いいたします。河上先生ですね。お願いします。

○河上特別委員 国立医研の河上ですけど、聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ささいなことですけれども、156 ページになりますでしょうか、第 8 章の 2 の第 3 の 2、注意表示及び注意喚起等の取組のところですが、ここで、厚生労働省は、「家庭用品に関わる健康被害病院モニター報告」という文章があるんですけども、一つささいなことで、ここはまず家庭用品に関わるは、係るという正式名称だったということが一つと、もう一つ、これを、これ、毎年度作成しているというふうに書かれているんですけども、実はこの事業、平成 30 年度で終了してしまっていて、現在行われておりませんので、これですと今も継続しているというふうに読めますので、その辺りの調整をお願いします。

○越山会長 どうもありがとうございました。ちょっとマイクの音が小さくて、会場の中、聞き取りにくい箇所があったかもしれないので、事務局で、今、何ページのどこか、もう一度教えていただけますか。

○河上特別委員 8 章の第 3、防水スプレー等の安全対策の現状というところの 2 番目、注意表示及び注意喚起等の取組のところですか。

○越山会長 はい。

○河上特別委員 156 ページです。真ん中のところに、厚生労働省はと書いて、「家庭用品にと」書いてあるところがあります。ここのことを言いました。

○越山会長 はい。分かりました。ここには、毎年作成していると書いてありますが、今は毎年ではないということですか。

○河上特別委員 平成 30 年度まででこの事業は終了していますので。

○越山会長 そうということですか。はい。

事務局の方、その辺り、表現をどうしますか。

○松田統括課長代理 はい。確認の上、修正いたします。

○越山会長 そうですか。私もこの報告、よく参照させてもらっていますが、30 年以降は、各年や 5 年おきだとかそういうパターンではなくて、もう一切やめるという感じなんですか。

○河上特別委員 今、代わりに化学的健康被害症例対応システムと、ちょっとホームページでは出ていないんですけども、化学物質安全対策室のほうでは、そういった随時症例を受け付けて、健康被害があった場合には対応するというシステムに変わっています。

○越山会長 なるほど。はい、分かりました。システムが変わったということですね。その辺り、補足等をしておいていただければと思います。それは多分事務局のほうでできるかと思います。どうもありがとうございました。

ほかは何かございますでしょうか。事前にお送りさせていただいた報告書に基づいて、事務局のほうで、各関係者の皆さんと意見調整されているかと思えます。先ほどの説明の中で、変更や修正があった箇所に関してのみご説明させていただいています。その説明の中でよく分からなかった箇所などがございましたら、遠慮なくお尋ねください。よろしいですか。

それでは、この後でも結構ですので、ご指摘等がありましたらご発言いただければ幸いです。

それでは、引き続きまして、本日のメインの第9章の検討に入らせていただければと思います。

第9章は提言に当たります。ここに書いてある提言の見方として、それぞれ、例えば第1の商品の安全対策の後に項目があって、自主基準の遵守、その後に、括弧して、この提言の対象者が明示させていただいています。この対象者に関しましても、販売事業者、製造事業者と団体、または関係団体とさまざまな書き方がしており、その辺りの確認も含めてでも結構ですので、この第9章に関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。例えば162ページの真ん中のところで、定期的な確認という箇所がありますが、これは前回の会議でも私のほうから質問させていただいた箇所です。自動車の型式だとか消安法、それから薬事等の認証制度の中では、1回検査で合格していればそれでよいのではなくて、定期的に型式を更新という手続をして、部分的に変更または性能の変化があったかどうかということを確認するという制度があります。

このスプレーに対しましては、その辺が明確ではないので、定期的な検査をやってくださいというような提案をさせていただいていますが、この辺りは、業界団体の皆様には、事前に了解いただいているという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤特別委員 日本エアゾール協会の齋藤です。今の会長のご質問につきましてお答えします。

事前にこの辺の内容につきまして、事務局の方から十分ご説明をいただきまして、また第2回の協議会でも出たテーマだと思いますので、我々としても、協会として定期的にチェックするというわけではございませんが、販売事業者と製造事業者との中で、定期的に品質チェックという中で、定期的に確認するようなことは、これは、当然のことですので、この提言を受けまして、協会として会員企業に通知を改めて出すというような

ことを考えております。

○越山会長 どうもありがとうございます。

ちなみに、この検査というのは、何年置きを原則としてお考えになっているのでしょうか。

○齋藤特別委員 実は製品によっては、例えば毎月生産する、あるいはシーズンによって、例えば雨季の前にまとめ生産するとか、年に一回しか生産しないとかございますので、この辺につきましては、実際に製品の委受託の企業様のほうで、委託側、受託側で、判断していただいて定期的にチェックするというので、例えば1年に一回とか2年に一回しか生産していないものもあると思うので、その辺は事業者の方に判断していただくというようにしたいと思っております。

○越山会長 私もそれで結構だと思います。通常、国の認証制度、型式もそんな何か月ごとに更新するわけではないので、1年ごととか2年ごとだとかそういうような間隔ですし、製品の改良があった場合にも行うべきという原則がありますので、今のご回答の説明で十分適切だと私は思っております。

ほか、何かございますでしょうか。ご遠慮なく。

菱田委員、お願いします。

○菱田委員 同じく162ページのところなんですけども、第1の1で、噴霧粒子径及び付着率の安全確認試験が定められているとあるんですけども、これは、業界団体さんのほうで安全確認試験と呼ばれているという認識でよろしいでしょうか。確認です。

○齋藤特別委員 「自主基準」の中にも記載しております。そうですね。協会の定めている「自主基準」の中に粒子径、付着率、両方とも安全確認試験と呼びます。

○菱田委員 ありがとうございます。

○越山会長 今、ちょっとマイクが間に合わなかったので、リモートの方、お聞きづらかったかもしれませんが、今、齋藤委員のほうから説明がありましたので、内容は分かったかなとは思いますが。

ほか、何かございますでしょうか。

また私からですが、163ページに、要は消費者と販売、製造、販売事業者さんとの接点に関してですが、この表示事項の箇所、今回の実験調査で分かったように、屋外であっても風向きによっては危険な可能性があるというようなことが分かってきております。それに関しまして、163ページの一番上のところで、屋外で、風向きに注意してご使用くだ

さい。要は、風向きに注意してというような文言が示されております。

現状の自主表示には、こういう表現が入っていると思いますが、新しく強く要望されているというご理解になるのでしょうか。

何か事務局のほうで、あえて最初にこれを持ってきた理由があるようであれば確認した方がよろしいかともいいました。業界のほうでお使いになっているマニュアルに新しいものを提案しろというとなかなかご準備も時間がかかる可能性があるので、お伺いしている次第です。

○越山会長 ここ、何か事務局のほうから補足ありますか。

○松田統括課長代理 「自主基準」の表示を定めた部分の中に、例えばピクトグラムの中に屋外で風上から風下へ使用というような、そういう事例が載っていますとか、事例としては屋外で風上から風下へ使用というような事例は載っておりますので、これを改めてここで表示してくださいというよりは、この「自主基準」に基づいて載っている事例を製品、商品に採用してくださいという意図でここに記載をしました。

○越山会長 今言われたように、事例というのはどういう意味ですか。そういう表現を使っている、使うことも可能ですよとしか書いていないからということですか。

○松田統括課長代理 そうです。2種類ありまして、一つは、統一注意表示事項といいまして、必ず記載してくださいと、表示には必ず記載してくださいという部分と、もう一つ、任意の中毒事故発生予防に関する注意表示事項というのがございます。こちらは任意なので、製造、販売事業者が、どれが優先的に重要なのかということを選択して記載するものだとこちらでは考えていますが、その中の一例として、屋外で風上から風下にしようということが記載されています。

○越山会長 そういう意図のようですね。今、太田委員がご確認いただいています。どうもありがとうございます。

○太田特別委員 私どもの「自主基準」のところに、注意事項ですね、消費者に対する注意事項の使用時基準を定めております。

先ほどの資料のところにも、何ページですかね、使用時の統一表示は、本編の資料の中に赤字で表記しております。その商品によって、販売会社の消費者に対する注意喚起のところを注意事項で任意で選択をして表記するというふうにしておりまして、その中にイラストも用いてください。それと、(4)の「自主基準」の私どもの12ページに、(4)の必要に応じて表示すべき事項という項目を持っております。その分割が4の(4)の1、

使用方法で、（４）の２で使用量、使い方、使う量ですね、これも、（４）の３の使用場所についての注意表記のところで、選択制で、屋外で風上から風下へ使用と。具体的に使用方法をここで明記しております。

○野口課長 事務局から、よろしいでしょうか、一言。

今、太田委員がおっしゃったのは、資料の 42 ページ、本編の 42 ページに記載がございます。

○太田特別委員 これは、使用場所についての統一、選択制の注意表記をこういうところに表しております。

ですから、今回の試験での結果が、風の逆向きの場合も曝露する状況がありますよとか、そういうのが今回提言されておるんですけども、先ほどのページ数を見ていただいて、消費者がより分かりやすいような文言をこれ、定めておるわけですね。で、屋内と車内で使用しないというようなこともこの中で選択制で、禁止事項ですね、場所についての禁止事項の文言もこのように一例として定めております。

○越山会長 詳しくどうもありがとうございました。ちょっと司会の進行が悪く、申し訳ありません。今、第 9 章の第 1 の商品の安全対策に関する箇所、162 ページから 164 ページの一番上ですね。この辺りについて、まず集中的にご意見を伺えればというような意図でした。大変申し訳ありません。

ほか、何かここの箇所で、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今日、リモートで参加されている専門家の皆様もおられます。この 163 ページの真ん中に「呼吸障害や肺炎などを起こす可能性がある」というリスクの説明があります。呼吸障害に近いものは、今回、ヒヤリ・ハット情報調査等で見えてきているので、分かりますが、ここの中に「肺炎」という言葉があります。「肺炎」というのは、よく異物を摂取して、肺の中に異物が入ってしまった場合、特に物理的なおもちゃだとかビー玉だとかそういうものも含めてですが、肺炎を起こすリスクがあるよということですね。スプレーのような場合は、ハザードレベル 4 や 5 などの高い場合にも、肺の中に入った場合のリスクがあることを言っているんだと思います。これは、あくまでもその可能性があると言っていますので、私は、これはこれでいいと思います。これに関して、何かご意見だとかコメントとかおありになる方がおられましたら、お願いできればと思います。よろしいですか。

あとは、この消費者の安全対策の中で、消費者への周知のために、非常に小さい枠だと思いますが、イラストやピクトグラムを使って注意喚起のスペースを割いてくださいとい

うような要望をしています。その対象が製造事業者ではなくて、販売事業者さんが管理されているので、ここの部分は、販売事業者さんにぜひともお願いしたいというような書き方をしてございます。

これに関しましては、この委員会の中で、本日、スリーエム様、それから前回から参加いただいていますコロンプスさんがご参加いただいていますので、何かご意見などございましたら、お伺いできればと思います。よろしいですか。

スプレー缶には小さい物もあり、なかなかそのピクトグラムとかイラストを入れるのが難しい場合も多分往々にしてあろうかと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいというような提言になっております。

この審議の後に、過去の物品についてのフォローアップの報告があります。その中で、ボタン電池の問題について触れていますが、ボタン電池もこの協議会を受けて、子どもが誤飲しないように、ボタン電池本体に、または小さなあのパッケージにも、積極的にピクトグラム、イラストを入れていただけるようになりました。さらに、国際標準でも世界共通の子どもの誤飲防止の注意喚起の絵表示、これはボタン電池の本体にも表示されているものもどんどん増えてきたりしております。

ここでぜひ販売事業者の皆様の方に、いろいろ書いていただきたいのが、我々も願っているところではあります。より分かりやすくするために、こういうようなご配慮をぜひご検討いただきたいというような願いでやっております。

○登坂特別委員 すみません。一つ。

○越山会長 はい、お願いします。

○登坂特別委員 今回の注意表示のところを確認させていただきたいところがあるんですけども、私、この報告書を読んだときに、注意表示というふうに、最初(1)のところに出てくるものなんかは、いわゆる警告表示、赤で大きく書いてある文字の文言についてのことを言っているのかなと思ったんですけども、その次のところとかを任意のところというふうになってくると、文章がどんどん長くなっていくので、いわゆるそれとは別に、何ていいますか、いわゆる使用上の注意ということで文章として書かれているもののが、少し一緒になっているような感じがするんですけども、この辺は少しきちんと書き分けたほうが読み手としては分かりやすくなるんじゃないかなと思ったんですけども、その辺、書かれたほうの意図を含めてちょっとお尋ねしたいんですけども。

○越山会長 おっしゃること、よく分かります。PL法ができたときは、事業者の皆様が、

PL対策として注意喚起、使用上の注意事項の表示を業界として徹底させるような活動が非常に積極的になされました。その際、国際的な標準等を参照して、危険、警告、注意のようなシグナルワードを整備したり、さらに黄色い三角の中にビックリマークを入れるような、安全警告標識と併記するなどが検討されました。そういうようなレベル分けをしながら強調するなどして注意喚起を行うようになりました。業界団体の皆様もPL対策も含めて、お考えになっておられるのだと思いますので、今のご意見というのは、そういうような使い分け、強調文字、それからイラストなどを上手に配備して表示していただきたいというようなお願いになります。

○登坂特別委員　じゃあ、この報告書の中では、特にこれを書き分けているということではないということですか。あとはもう事業者任せということ、ここはいわゆる警告、注意であって、大きく書かれている部分についての、例えば一番最初のところに出ていて、何でしたっけ、マスク着用のところを必須にするというのをそこに書けという意味ではないんですか。

○松田統括課長代理　先ほどからご説明しています、必須記載事項、統一注意表示とありますが、これは、委員がおっしゃるように、赤字で「警告」みたいな形です。

○登坂特別委員　注意の後に。

○松田統括課長代理　はい。注意。

○登坂特別委員　というところの話ということですね。

○松田統括課長代理　はい。例えば報告書の42ページをちょっと見ていただきたいのです。統一注意表示の例として、マスク着用については、今は付帯文言なので、入っていないものもありますが、例えば付帯文言を記載の徹底ということになります。

○登坂特別委員　ここに入れたらどうかという。

○松田統括課長代理　はい。実際に入っている事例がここにも載っていますが、「必ずマスクを着用してください」という注意の後に載っているのがあると思います。こういう形で付帯文言の記載を徹底してくださいという意図で、ここには書かせてもらいました。

その後の任意注意表示事項の積極的な表示というのは、この警告ではなくて、実際の使用上の注意点になります。

○登坂特別委員　いわゆる細かい字で書かれている注意表示というふう書いてあるということ。

○松田統括課長代理　はい。そういう書き分けということで、考えていたところです。

○登坂特別委員 はい。

○越山会長 そういう意図だということですね。業界団体の皆さんがご察しただけならば幸いです。

ほか、いかがでしょうか。

この第1の商品の安全対策の箇所、引き続きまして、マスクの使用について、必須、必ず入れてくださいというような文言が入っております。これに関しては、今、昨今の生活では、ほぼ徹底しているとは思いますが、家庭の中でも同じように徹底されるのかなとか、周知していけるのかなとか、そういう希望に対して、消費者の行動にどこまでうまくつながるのかなとか、気になる点はあるかと思えます。

さらに、この第1の箇所で、今回新たに追加になったのが、この164ページの一番上の輸入品に関連する箇所です。輸入品は、製造事業者団体のアウトサイダー的な関係となるかと思えますが、自主基準への遵守は、法的な規制ではないので気になるというものです。本来であれば自国で検査をして合格証をもらった上で日本に出荷すべきであるというのが安全に関する基本原則だと私は思っておりますが、その辺りの部分についてご指摘いただいて、この箇所を追加したところでございます。そのため、輸入品事業者や非会員の製造事業者に対して啓発を促すというような表現にさせていただきました。

太田委員、お願いします。

○太田特別委員 今、越山会長様が説明された前段の部分なんです、この統一表示につきましては、製造事業者、販売事業者、国内にエアゾール協会に加入しておるんです、製造側も。製造会社ですね。これについては、こういう事例でしょうと説明しますと、正面に必ず赤字で注意のこれが表示されております。表示されていないものは、この、我々の厚生労働省の安全手引に基づいて、してないものがほとんど、こういう輸入品とか雑品関係で、会社名は言えませんが、例えば安い値段で、日本で、多店舗で販売されておりますけども、そういうものは遵守してないということなんです。そういうものについては、手引の後、前後ですね、いろんなところから注意喚起も出されておりますので、まだそれが輸入関係で有名な日本での多店舗で、これが、この安全対策と言うんですか、これがまだされていないと。現状があるんです。あるんですけども、それが雑品と言うんですか、家庭用品で法規制がかからない分については堂々と販売しているという実態があります。それを、何らかの形でやりませんと、解決はできないのかなというふうに思います。ですから、遵法精神で会員及び販売会社の方も、全部一生懸命取り組んでおります。それ以外

のところを、どう、法で網をかぶせるかというのが、一番の課題かなと思います。

○越山会長 詳しくご説明いただいております。まさに、当面の課題として、それがあろうと思います。すぐにここで何らかの回答等、効果がある方法が出てくるというわけではないと思いますので、引き続き、東京都や関係事業者の皆様、それから、今日ご参画いただいております主要販売事業者様等のご協力、ご理解等も含めまして、どうぞお助けいただければ幸いに存じます。

では、この第1のところ、他になければ先に進みます。引き続きまして第2の消費者の行動に結びつく注意喚起の箇所、164 ページから 165 ページですね、この辺りに関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。リモートで参加の皆様も、ぜひお願いします。

この中の、例えば 165 ページの真ん中のところに、急にここで小売店という言葉が出てきています。本来、消費者との接点、窓口というのは小売店に多分なると思います。ですから、お店で買うときに、簡単な注意紙などを使ってもいいと思います。ちょうど前回、コロンブスさんがお越しいただいたときに、小さな名刺状の注意紙をご紹介いただきました。あのような形で、積極的に、そのリスクについての情報提供、注意喚起をするような活動をされている事業者様もあるというのは、よく分かりました。そのような方法以外にも、靴の販売箇所に注意喚起用のPOPを用意されているケースもあるようです。そのようなこともあるので、ここに、小売店や販売店というチャンネルでの啓発などの協力をお願いなどを入れさせていただいております。ここでは、こういう書きぶりにしておいて、今後、引き続きまして、東京都等のほうから、小売店や販売店の方へも働きかけを考えていかなければならないというものです。

この 165 ページの一番下に、SDSとあります。これも、安全に関連するハザード情報に関するものです。開を義務づける制度ではないとは思いますが、そもそも材料を提供する場合、その材料自身も持っているハザードレベルなどの安全情報を、必要な場合は情報提供すべき部分はあるかと思っております。それを一般の消費者に掲示するべきかはここでは触れませんが、少なくとも販売事業者と製造事業者の間での取引の段階では、確認しておくべきことだと思います。そういうような意図で、この4番が入っています。そういう部分も含めまして、ご不明な点がございましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後の第3の事故情報の収集と分析、共有の箇所に入りたいと思います。166

ページですね。

この箇所に関しまして、この協議会の提言の最後の章として作成させていただいておりますが、これに関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

先ほど、事務局のほうから、事故情報の収集というのは求められているよと言いながらも、この制度がどこでどういう連携協力して、どういう形で成立していくのかという課題があります。この協議会では、毎年そうなのですが、なかなか事故情報は収集されにくかった分野が多くありました。本年度の場合も、何らかの健康被害や問合せは実質的にはあるとは思いますが、中毒情報センター以外の情報は、あまり見えてない部分があります。ボトルの表面には販売メーカーの問合せ先等が印刷されているようですが、そこで入ってくる情報が、どこでどのような形で製造事業者サイドや消費者、または公的機関と情報共有されるようなシステムになるかというのは大きな課題だと思います。そのようなことを、この166ページで言っています。このあたりに関して国民生活センターからの委員が参加していますので、もし何かコメントとかございましたらお願いできますか。

○菱田委員 昨今、これまでのご指摘にもあるように、アウトサイダーというところが、かなり多くて、なかなか業界団体で一体となって、いろいろな安全対策とかをしていくのが、難しい状況かなというふうに思います。ですので、この情報共有というのに当たっては、業界団体さんだけじゃなく、ここにも書いてありますように、国ですとか、行政機関のほう積極的に関与して、そういったところにも広く門戸を開いて、そういった商品を扱われる事業者さんが入りやすいような、そういう機会といいますか、そういった場を作らないと、なかなか情報共有というのが進まないと思います。

一方で、事業者さんとしては、やはりあまりよくない情報とかもありますし、仕様について、かなり重要な情報も必要となってくると思いますので、ノウハウとかですね、ですので、そのあたりを、うまく、出せるものは出していただいて、共有していただいて、こういった業界における共有財産として活用していくような方法というのがないのかなというふうには考えております。

○越山会長 ぜひ、何かお手伝い、またはご指導いただける部分がありましたら、ご検討いただければ幸いです。

あと、今回の事故情報の収集の一つのルートとして、毎年お願いしておりますけど、東京消防庁様のほうのデータを活用させていただいています。関連してお伺いしたいのですが、119番に通報があっても救急搬送されないケースはあるのでしょうか。子供がスプレ

一を吸引するなどして、気分が悪くなったんだけど、どうしたらいいのかななどの相談もあるような気がしたので。そういうヒヤリ・ハットの的な情報みたいなものも、入手されておられるのでしょうか。何か、もし分かれば教えていただければと思います。

○阪本委員代理 基本的に、東京消防庁で扱う事故の情報といいますのは、救急隊が扱ったデータでございますので、119 番通報がなされないものにつきましては、ちょっとこちらで収集できるものではございません。

○越山会長 お伺いしたのは、119 番で連絡しても必ずしも救急搬送されないケースがあるのかということです。子供がよくなってきたので、搬送は必要ないかもというようなケースってあるのかということです。

○阪本委員代理 ございます。

○越山会長 やっぱあるんですか。

○阪本委員代理 不救護という事案なんですけども、救急隊が容態観察をしまして、特にご本人、またその家族ですね、ちょっと様子を見るというようなことでしたら、必ずしも救急車で病院へ搬送するものではございません。

○越山会長 そういうデータは、今まで頂いたデータの中に入っていると考えてよろしいのでしょうか。

○阪本委員代理 救急隊が扱った事案につきましては、データとして、こちらで持っているものですので、事案があれば入っている可能性もございます。

○越山会長 なるほど。救急隊が来たのであれば、搬送しなかったとしてもデータ、記録として残ると言うことですね。

○阪本委員代理 それは残ります。

○越山会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、波多野先生に、何か、その辺りに関しましてコメントいただければ幸いです。

中毒情報センターのほうは、今回に限らず、信頼できる事故データが集計されている機関の一つです。波多野先生から何かご指摘等ございましたら、お願いいたします。

○波多野特別委員 この点につきましては、一つは厚生労働省のほうで、例えばかなり重篤な事例ですとか、そういったものは引き続き収集していく方針でいらっしゃると思いますので、生命に関わるかもしれないような重篤な事例は共有化されて何らかの対策がなされる方向に行くと考えております。ですから、中毒情報センターで把握した事例のうち、そういったものに該当する事例は、必ず共有されていくということは言えます。

あと、先ほどの救急搬送に至らなかったような軽微な事例というのは、私たちも一番多く経験しております、こういったものをどういうふうに共有していくかという部分が、なかなか難しいところです。そういう意味では、こちらの報告書にも書いていただきましたが、私たちも民間団体ですので賛助会員の方にしかできてないのですけれども、各事業者さんの自社製品に関する事故事例をフィードバックするサービスも行っております。そういった形で、ヒヤリ・ハットというか、重篤な事例にならなかったものの積み上げの中にもし一つでも何かあれば、それを共有化してすぐに対策していくというのが今後の在り方なのかなと、私自身は感じております。

○越山会長 どうもありがとうございました。

はい、お願いします。

○太田特別委員 提言内容の、もうほぼまとめに近づいてるかと思うんですけども、162 ページ、これの提言が出ますと、私どもの団体含めて、並びに都の取組ですね、提言を受けなければいけないんですね。そうしますと、今の 162 ページから始まるんですが、第 1 の 1、私どもの自主基準で、ここは、まず噴霧粒子径・付着率、これに、安全確認試験については定期的な確認をすべきだということでもいいかと思うんですが、表示のところなんです、私どもの自主基準で、表示のところは、4 ですか、製品表示も定めてるんです。この提言内容を見ますと、例えば、この製品表示のところの注意事項を、このように改定しなさいというふうになるんでしょうか。防水スプレーの注意事項、まずこのページ数でいきますと 165 ページの適正な使用方法の、マスクの着用、使用前の注意の確認、大量に使用しないこととか、(2)の避けるべき使用方法で、このマスクも非着用、ここの問題点、要は、ここに、このように、私どもの表示の自主基準、製品表示基準を見直しの検討をしなさいということなんですか。

165 ページの適正な使用方法からくるかと思うんですが、この (2) 避けるべき使用方法、これを見直して、こういう表示も一例ですよというのがあるんですが、今まで、日本のこういう商品で、避けるべき使用方法という表記されてる商品が大多数を占めてるんでしょうか。前回、会議が終わって、本質的には正しい使用方法というのが主流じゃないんでしょうか。実は、指導もいただきました。自主基準とか、商品に避けるべき使用方法、こういう提言は、私ども、持ち帰っても、多分受け入れられないと思います。こういうものは、逆に販売メーカー、小売店のPOP、ポップと言うんですか、ほかチラシとか、そういうところに有効性があるんじゃないでしょうか。だから、ここにはめ込む、このピー

スをはめ込んでいくところが、おかしい部分のところがあるんじゃないでしょうか。

使用方法、これについて、防水スプレーや事故事例の情報、これもそうですね。これが一番。製造団体になりますので、私どもは、直接消費者に触れることができない団体なんです。あくまでも販売会社から委受託という契約に基づいて製造するのみなんです。消費者に、直接触れることができないんです。その者が、私どものほうが情報提供すべきなんじゃないでしょうか。

これは、販売事業者、製造事業者団体というくくりで書かれておるわけですね。そうすると、製造事業者と販売事業者を区分をして、販売事業者は何をやるんだと、製造事業者は何をやるんだという区分・くくりを、もう一度明確にさせていただきたいなと。こういう注意表示をしなさいというのであれば、私どもの自主基準は製品表示です。ポップとか、そういうところの注意喚起はどうするんだというのも、これも区分していただいたほうが、消費者の方に分かりやすいのかなと。で、タイトルのところに「避けるべき使用方法」、これは、私ども長年こういう仕事に取り組んで、なかなか理解ができない状況です。これは、消費者の団体様のほうが正しいご意見があるかと思しますので、これからは、そういうものが主流であるとなれば、我々は自主基準の表示のところも改定に取り組みはいたします。

以上です。

○越山会長 ご指摘のとおり、主流かどうかと言われると、多分、主流じゃないと思います。本来、注意喚起などの表示は、マスクの着用をしてくださいというのではなくて、どういうリスクがあるからマスクしないといけませんよとかというふうに書くべきだと言われていています。そうではないと、消費者がなんで必要な事項なのかわからないからです。このPL表示が議論されるようになった当初は、消費者団体の皆様は、あれ駄目これ駄目ではなくて、どういうリスクがあるから、どういう使用方法をしてくださいというふうな表示をするのが本来じゃないですかという指摘が多くあったのを思い出します。また、現在では、長ったらしい表現は避け、簡潔に、さらに一目でわかる絵表示などを併記することも求められるようになりました。ですから、今の太田委員のご指摘のとおり、主流かどうかのご指摘は前向きにお考えいただくべき方向性を重視した方が良いのかもしれません。

さらにもう1点言えるのは、ここにマスクを着用することと(1)で言って、(2)でマスク非着用は駄目ですよというような書き方は、要はポジティブな表現とネガティブな表現がありますよとの説明とみる方が良いかもしれません。このマスクの着用と、屋内

での使用の注意などは、何かダブったような表現のようにとれますが、どう言うかは適時最適な方法を考えるべきと考えた方が良くもありません。この辺は、消費者団体のベテランのお二人がお越しなので、一体どこまで、どんな情報が今現在、消費者に対して求められてるパターンなのかを含めて何かご意見賜れば幸いです。

もしよろしければ、釘宮委員から。

○釘宮委員 釘宮です。

今のご指摘の部分ですね、165 ページのところの適正な使用方法、それから避けるべき使用方法のところになりますけれども、提言のたたき台を作られた事務局の方の意図は分かりかねますが、日本エアゾール協会様の自主基準のほうを拝見しますと、バツがついてるものと、それからバツがついてないもの、両方のピクトグラムがあるんですね。私の解釈としては、バツがついてるのは避けるべき使用方法のことで、バツがついてないのは適正な使用方法という、そのような解釈になるのかなというふうに思っていました。消費者が分かりやすい書き方というのが望ましいと思いますので、現在の、この自主基準に沿った形で、どういった方法が分かりやすいかということ、もう一度検討していただければいいのではないかというふうに思います。もう一度整理して申し上げると、適正な使用方法、それから避けるべき使用方法というのは、どちらもあり得る。どちらが分かりやすいかというのは、もう一度検討する必要があるかもしれないということです。

以上です。

○越山会長 鈴木先生、何か関連してございますか。

○鈴木委員 鈴木と申します。

おっしゃってることはよく分かるんですが、今、消費者のほうは安全、安全志向なんです。注意表示があれば、多ければいいというものでもない。じゃあ、分かりやすくしてほしいというのが一番なんです。今、釘宮委員が言ったように、駄目なものをバッテンとか、ちゃんと、その表示が分かるのが一番ですね。なので、これ、確かに裏表みたいな形の書き方なんです。提案書としては、検討した上で、やっぱりこういう書き方もありかなとは思っています。

それと、消費者から見た場合、先ほどの話にもありましたが、いろんなことをくみ上げる場所として私どもがやってる消費生活センターというものがあるんですが、そこまで上がって来ない相談、多分、消防庁のほうにも上がってないような苦情が結構あると思われ。が、なかなか相談するまでで到達しないんです、相談や問い合わせが到達するよう

な形を、こちら消費生活センターでも啓発しなくてはいけないですし、適正な使用方法とか、やっちゃいけないこともあるんだよということを、皆様（消費者）に認識していただきたいというのが相談現場からみた思いです。

以上です。

○松田統括課長代理 先ほど、太田委員から、記載の内容について、この自主基準を変えるように提言しているのかというお話があったと思いますが、この提言の中で自主基準を変えることを記載しているところはありません。まず、製品の製品表示については、162 ページの2の自主基準に基づく改善ということに限定させていただいています。これは、あくまでも、自主基準を変えることではなくて、今の自主基準に基づいて、こういう製品表示をしてくださいということです。太田委員がご指摘の、例えば165 ページの適正な使用方法とか、その避けるべき使用方法の部分につきましては、これは、自主基準から離れまして、どういう内容を消費者に注意喚起として伝えるかということで、当然、自主基準の定めている内容もありますし、そうでない内容もあるとは思いますが、どういう内容について消費者に注意喚起をすればいいかということを行っているだけなので、これに基づいて自主基準を変えなさいということを書いているわけではないことは、ご理解いただければと思います。

○太田特別委員 そうしましたら、今の事務局のご説明なんですが、164 ページの2ですね、括弧で販売事業者、製造事業者団体、小売店、先ほどご説明しました製造団体が直接消費者に届かないと、そういう業態ではありませんので、製造事業者団体を削除していただければなと思います。

○越山会長 この議論は非常に重要な議論で、この業界特有な体制といいますか、構造があります。この件に関して決定権をお持ちになっているのが販売事業者であるということのを再三、製造事業者サイドからお話をいただいております。この委員会の中では、まず1回目から、スリーエムさんと、そして前回からコロンブスさんに参加いただいておりますので、大変恐縮ではございますけど、スリーエムの芦澤さんのほうから、ここまでの議論に関してコメント頂ければ幸いです。お願いいたします。

○芦澤特別委員 ご指名にあずかりましたので、芦澤です。

確かに、表示という部分はあると思うんですけど、スリーエム社の考え方になりますけども、あくまでも、やはり製品の安全、まず表示の前に製品のリスクを正しく把握する、製品を消費者が使って安全なものに仕上げて売る、まずこれが第一にあって、それを補う

のが表示だという考え方ですので、あまり協議会中では言いませんでしたけども、ただ、現状の中毒事故が増加しているという、この現状と、それに対しては、こういう方策がありますということは、商品に限らず、ここでも書いてありますけども、いろんな媒体等を通じて製品販売者としては、中毒事故の、今回の趣旨である提言というところで協力していかなければならないというふうに考えています。

○越山会長 非常に前向きなご意見をいただきました。これが、どういう形で反映させていけばいいかというのは、ちょっと宿題として残りそうな感じですが、皆様のご協力のもと頑張らなきゃいけないと思う次第です。

本日、コロンブスさんがお越しいただいておりますので、これをどう受け止めていっていいのか、また我々にはどのようなことが求められる、また可能なのか、その辺も含めまして、何かご意見いただければ幸いです。

○小高特別委員 株式会社コロンブスの小高と申します。

私、企画部というところに所属しております。何年か前にあった事例なんですけども、総務の人間が、神奈川県のご自宅にお伺いしたことがあります。それは、そちらのご家庭の奥様が、私どものアメダスという防水スプレーを使われて気分が悪くなった。そしてお医者さんにかかって、診断書を頂いたと。そんなに重篤な症状ではなかったんですけども、コロンブスの防水スプレーを使って気分が悪くなっちゃったと。私ども、お伺いした際に、どんな状況で使われたかヒアリングしたときに、玄関のドアの外であったんですけども、ちょっと特殊な玄関先というんですかね、半分屋内のような、玄関ドア先のふさがれた状態ですね。そこで家族分の靴を並べまして、大量にしゃがみ込んで使用されたと。マスクをしてない状態ですね。私どもの立場からすると、表示、しっかり表示しているというような立場なので、お客様の使用方法、ぜひ今後気をつけてくださいと、そんなことがありました。

ただ、私もそうなんですけども、いろんなものを購入して使う際に、注意書き、使用方法というのは、全部読みません、はっきり言って。ですので、やはり、防水スプレーを購入される方というのは、その効果を期待して購入して使用していただいていると思っております。先ほどからのお話の中で、実際、私ども、防水スプレー、大体3個の大きさのものを販売させていただいてるんですけども、一番大きなもの、スペースがありますので、文章とともに絵表示ですね、ピクトグラムを表示させていただいております。ただ、中くらいと、あと小さなやつが、それがなされてないです。私、個人的な考えなんですけども、

そういった小さいものに関しては、言葉ではなく、先ほど鈴木様がおっしゃられたように、できるんだったら絵だけ、絵をメインにというのが分かりやすいんじゃないかなと思っております。分かりやすい表示、それが主流ということで、すごく勉強になりました。

○越山会長 分かりやすい絵表示を利用するのがいいかもというご指摘が今あり、いいご指摘と思いますが、業界団体様のほうで推奨する注意書きの方法なども調整する必要が生じないでしょうか。

○小高特別委員 私個人の意見ではまずいですかね。ただ、やはり、読まないというところが、もういろんな製品に関して共通してるんじゃないかなと思います。今後、この場では解決しないことだと思うんですけども、防水スプレーに限らず、いろんな製品もそうですけども、保険もそうですけども、携帯電話のときの規約なんかもそうですけども、分かりやすくするのがいいんじゃないかなと思ひまして。

○越山会長 非常に誠実なご意見だと思います。これが、どういう形で採用されていくか。要は、我々としては、必要な情報が適切に伝わるような方法をお考えいただければいいかと思っています。多分、事務局のほうの提案は、私も含めてですが望ましいひとつの表現方法であろうと思っています。この文面だけ読むと、マスクを着用しろ、それからマスク非着用は駄目ですよ、のような表現方法もあるのではと示していますが、要は簡潔にポイントを押さえて最適な表現をご検討いただければいいかとも思えます。先ほどからの釘宮委員と鈴木委員のご意見も、そのようなご意図であると思ひます。

はい、お願いします。

○小高特別委員 すみません、ただ、書いてないと後々というところがやっぱりあります、正直なところ。

○登坂特別委員 化学製品PL相談センターの登坂です。

消費者対応ということで、なるべく事故を減らそうという意味では丁寧なことが必要だということの半面、じゃあ、消費者の責任って、自己責任ってどこにあるんだというところも、ある程度あると思うんですね。読まないって、確かにそのとおりで、読まない人が事故を起こしてるんで、9割の人が読んだとしても1割読まない人が事故を起こすということは当然あるわけだし、そこはゼロにはできないので。でも、これだけやってるのに読んでなかったら、これだけやってるのを見てなかったら、これは自己責任でしょうというレベルはあると思うんですよ。そうすると、それは、かなり内容を集約したものを、今、話に出てたようなPLラベルみたいな注意という大きな事例を書くときに、どういうもの

を集約するか、またはそこに絵表示をどうするかだとか、物すごく少ない要素で、それを表現するというのをいかにやるか。これを見てやってくれなかったら、これはもう消費者の自己責任ですよというようなことなんではないでしょうか。

○越山会長 これに関して、反論などございますでしょうか。

○釘宮委員 釘宮です。

今の登坂委員のお話は、確かに読まない消費者のほうに問題があるとは思いますが、ただ、リスクコミュニケーションというのは、単に表示してあるからいいということではなくて、もう少し複合的な形でやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。表示はとても小さいので、なかなかそれだけでは伝わりませんので、例えばお店の人が表示をよく見て使ってくださいねとか、あるいはマスクして使ってくださいねと言い添えて販売するとか、あるいはお店にポスターを貼っておくと、お店の人が言わなくても、それを見てくれるとか。あるいは、私ども、消費者団体のほうから何らかの注意喚起があって、そういうことがあるんだなと知った上で買うとか、そういった形の複合的な注意喚起というところ、伝えていく方法というのも考えていければいいなと思います。

以上です。

○登坂特別委員 すみません、反論ではないんですけども。

もちろん、そのとおりだと思います。私が話をしたのは、ちょっとある商品のことを思い出しまして、こんなのあったよなと思ったのが「こんにゃくゼリー」なんですけども、昔、のどに詰めて子供が亡くなったりとかっていう事故があって、これも注意表示がなされてるんですね。製品のパッケージの表面のほうに、要するに絵表示で表示がされていて、そこに何が書いてあるかというところ、「お子様や高齢者は食べないでください」って書いてあるんですよ。食品で「食べないでください」とまで書いてるというところがあって、これがいいかどうかはちょっと別なんですけれども、これ、実は、後で、その表示があった後に事故が起こったときに、製造物責任に問われてないんですよ。だから、どこまでいっても難しいところではあるんですけども、ここまでは事業者としてはできますよというところはあると思うんですよ。製品って、使ってもらって何ぼのものなんで、上手に使ってもらうために、いろんなことをやるというのは当然のことなんですけれども、でも、限界と言ったらいいのか、何て言ったらいいんですかね、ここまでやってるんですよという部分は、ある程度、これ以上はできないという線はあるように思ったということなんですけれども。

○釘宮委員 「こんにゃくゼリー」の件で申し上げますと、確かに表示はされていましたが、あと製品自体もクラッシュタイプというのも出たりしてますね。製品そのものの安全性と、これを高めるような工夫というのメーカーさんのほうでされたようです。ですので、最近では、そういった事故等も少なくなっているということかと思えます。表示プラス、製品の改良というのがあって、さらに消費者自身も気をつけて食べるなり使ったりする。その組合せと言うんでしょうか、そこが大事だと思います。

以上です。

○越山会長 ちょっと時間も押してきましたので、本件は、ここまでの議論を踏まえて、この165ページの上半分のこの書き方や、誰に対して、どうお願いしたいかなど、もう少しクリアな表現にできればありがたいなということをちょっと宿題にさせていただいて、議論を終了させていただければと思います。申し訳ありません。

ほか、全体を通して何かコメントとかおありになる方、おられますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、若干宿題が残っている部分はございますけれども、この辺りはできるだけ事務局と、それから関係の皆様、そして最終的には私が間に入って判断させていただければと思っております。

基本的には、決して製造事業者サイドだけに強く何かを要望するというような状況でもないということも分かっておりますので、その辺りも踏まえて、最終的な落としどころをお任せいただければと思っております。

というところで、そういう進め方をさせていただければと思います。

ここで一旦議論を終了させていただきたく存じます。いろいろご意見をいただきまして感謝を申し上げます。この件に関しましては、後日、再調整させていただいたものをご確認いただくというようなプロセスが出てくるかと思えます。その辺も含めまして、今後の協議会のスケジュールの進め方について、説明をお願いしたいと思います。

○松田統括課長代理 それでは、今後の流れについて、ご説明いたします。

資料2の今後のスケジュールをご覧ください。

本日いただいたご意見を反映し、事務局で報告書案を修正し、委員及び特別委員の皆様にお送りします。

委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、お送りした修正版をご確認いただき、ご意見などのご連絡をお願いいたします。

いただきましたご意見を踏まえ、越山会長と相談、調整の上、報告書の内容を決定いたしますので、反映内容につきましては越山会長にご一任いただきますよう、お願いいたします。

確定後、予定としましては、今月中旬になるとは思いますが、委員及び特別委員の皆様には報告書を周知させていただくとともに、会長から消費生活部長に手交し、報告書を公表、プレス発表いたします。

都は、協議会提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体や国などへの要望と情報提供を行います。

また、消費者への注意喚起の一つとして、事故防止啓発リーフレットを委員及び特別委員の皆様のご意見をいただいて作成していますが、完成後、関係者に配付いたします。

以上が、今後の協議スケジュールとなります。

○越山会長 どうもありがとうございます。

ということで、毎年、この協議会は4回で実施しているところを、今回、コロナの関係もありましたので3回で凝縮して進めさせていただいています。その関係で、今日は1時半から開催し、4時までということで、ちょっとお時間を取らせていただいております。お疲れのところ大変恐縮ですが、あとひと踏ん張りお願いできれば幸いに存じます。

最後に、そういう方向で進めさせていただきたいということに加えて、関係の皆様の方から、もし、この議論に関しては最後になりますので、何か一言だけとは、何かご意見等をいただくことが可能であれば、お伺いしたいと思います。

もし、もう議論は言い尽くしたので特になんということであれば、結構かと思います。

それでは、順次お願いしたいと思います。エアゾール協会様、最後に何かございますか。

○齋藤特別委員 齋藤です。特にございません。これから、また、まとまる提言を基に、真摯に協会として受け止めて、できる対策を打つということにしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○越山会長 こちらこそ、ありがとうございます。

太田委員、何か最後でございますか。

○太田特別委員 本協議会で、東京都のこの協議会の座長の越山さん、また、事務局の方が、非常にご労苦をおかけしましたけれども、いい提言を受けて、よりよい防水スプレーの安全対策を、これから私ども、取り組んでまいりますので、またご協力のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、小高さん、もし何かございましたら。

○小高特別委員 防水スプレー、今のところ、その中身の成分、効果を得るための成分と
いうのは変えられない状況でありますので、やはり、接客できる販売店様、販売員様への
注意喚起の説明を徹底する。あと、大半を占める売り場に陳列されているだけの状況には、
やはりPOPにおきましての注意喚起の徹底が本当に大切なんだなと、改めて思いました。
ありがとうございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、登坂様、もし、何かございましたら。

○登坂特別委員 いろいろ意見を言わせてもらったので、それほどはないんですけども、
東京都のこの検討で、課題というのは全部網羅されたと思います。あとは有効な手だてを、
これからどうやって打っていけるかというところかと思うんですけども、ぜひ、事故防
止のために何らかの手だてを打っていただきたいというふうに思っております。

○越山会長 どうもありがとうございます。

本件は、第1回目の資料にもございましたとおり、一時期、そのマニュアルガイド等の
指導によって、事故やクレーム相談が一時期減りましたが、また、最近増えてきたことも
あり、そこがこの協議会の一つの重要な点になっております。

ですから再度、できるところから、この事故、または相談等が減ってくるような方向に、
何とでももっていければ思っておる次第でございます。

そういう関係で、登坂様のほうも、どうぞいろいろ、多方面からご協力をいただければ、
ご理解、ご協力をいただければ幸いです。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、阪本委員代理、何かございますか。

○阪本委員代理 ございません。

○越山会長 ありがとうございます。

菱田さん、何かございますか。

○菱田委員 防水スプレーにつきましては、かなり前、スキーが、はやった頃といえます
か、今はスノボなんですけれども、その頃に事故が結構多発しまして、また、最近増えて
きたということで、やはり注意喚起というのは風化するということもありますので、ぜひ
とも、そういったことを踏まえて。

先ほどちょっと議論がありましたように、安全についてはISO12001にあるように、

やはり最初、最も大切なのは本質的安全設計ということで、製品がどう変えられるか、なかなかそういった成分ですとか、スプレーするということはやはり変えられないということでもありますと、そうするとスリーステップメソッドの2番目になると、防護策といえますか、いわゆるマスクをするですとか、そういった対策になると思います。それで残余リスクについては注意喚起といえますか、ラベル表示等ということになっておりますので、その注意喚起、ラベル表示だけをやっても、なかなか安全が進まないということであれば、もっと遡った対策をいろいろ考えていかないといけない。

そのためにも事故調査、事故のそういった解析といえますか、そういうことをしていくということで、PDCAサイクルをちゃんと回していただいて、この一回で注意喚起するだけではなくて、そういったシステムとして動いていくような仕組みづくりをしていただいて、どんどん安全になるように、そういった取組を推進していただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

○越山会長 どうもありがとうございます。

釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 厚生労働省の手引きを見ますと、リスクコミュニケーションという項目がありまして、その中に消費者の理解と安全行動の推進について書かれた部分があります。そこには、一過性の情報提供では時間をおいて類似の事故が繰り返される場合があることから、情報を繰り返して提供をする必要があるというようなことが書かれているんですね。

これまで国や、それから業界団体の方々も安全確保に取り組まれてきたわけなんですけれども、この協議会を一つの契機としまして、もう一度、リスクコミュニケーションに取り組んでいく、そういう必要があるんだろうというふうに思います。

消費者団体としても、その辺りの注意喚起にご協力をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。ぜひ、お願いいたします。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 再び、相談というか、安全に対するトラブルが増えたというのは、やはり、最近では、商品は安全なものと思っている消費者が多いということから、安易な使用方法によって、だんだん増えてきたのではないかと思いますので、やはり啓発の必要性でしょうか繰り返し、繰り返しの啓発の必要性をすごく感じております。

そして、何かあったら駆け込んで相談できる窓口として、消費生活センターがあります。

なかなか相談に来てくださる方が少ない現状ではありますが、相談できる場所があるんだということを啓発する必要があると思っております。

以上です。

○越山会長 それでは、あと、リモートでご参加の皆様にも、可能であれば一言でもコメントをいただければ、幸いに存じます。

それではまず最初に、スリーエムジャパンイノベーションの芦澤特別委員様、最後に何かございましたらお願いいたします。

○芦澤特別委員 ありがとうございます。最後に、今回皆さんといろいろご討議させていただきまして、本当に中毒事故が減っていただければと思っています。それが趣旨でしたので、その中で今後という防水スプレー製品としては、販売業者としては、より安心して使える製品をご提供していくということは、引き続き検討していきたいと思っております。

これからもよろしくお願いいたします。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、波多野特別委員、お願いいたします。

○波多野特別委員 いろいろとお世話になりましたありがとうございます。

私自身、中毒 110 番で相談の電話を取っております、ちょっとした注意で防げるような事故というのが結構多いなというのを実感として持っております。そういう意味では、やはり製品の安全性の確保というのと、リスクコミュニケーションというのが、事故防止のための両輪だと感じています。

今回のこの検討会での検討は、特に製品の特性を理解した上でのリスクコミュニケーションというのを目指したと思うのですが、その意味では具体的に「こういう製品だから、屋外で注意してマスクをして使ったほうがよい」ということが明確に発信できるような結果となったと考えておまして、非常に有意義だったと思っております。

今後、事故が減ることを私も非常に期待しております。どうもありがとうございました。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、河上特別委員、お願いします。

○河上特別委員 どうもありがとうございました。

私、前回の厚生労働省の出している手引きの改正に携わった者なんですけれども、そのときに、改正してより安全になったというふうには考えてはいたんですけども、その後も、やはり中毒の発生というのは続いていて、なかなか難しいなというふうに感じていました。

やはり、今回も議論をさせていただいて、リスクの伝達をどうしていくかというのは非常に難しいんだなというのは非常に感じました。

今回の提言が、またそれでよりよいものになって被害が減っていくといいなというふうに考えています。

あと、もう一つは、自主基準を守る製品を作るというのもなかなか大変だろうなと思っ
ていまして、逆に言うと、その自主基準を策定して守っているところと、そうではないと
ころというのがあって、そうではないところではなくて、やはりちゃんと安全な製品を届
けているという団体が、よりちゃんと商品として選ばれるような形というのが、今後、ち
ゃんとできるといいなというふうに感じています。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

続きまして、この協議会の会長代理もお願いしております、西田先生、お願いいたしま
す。

○西田委員 よろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

今回のこのスプレーということなんですけれども、だんだん普及してきて、我々の身近
なものになってきている。それで、そういうリスクというのは昔から少々あったと思うん
ですけど、それが大きな課題になってきたということで、ブラインドなんかと似ている側
面もあるかなというふうに思っています。

そういう意味で今回、かなり踏み込んだメッセージ発信にもつながっているので、こう
いうものが予防とか効果を発揮するのを期待したいなというふうに思っています。

それからもう一つ、最後のほうにデータの利活用が書いてあったんですけど、こ
こがなかなかいつも、入ってはいるんですけど具体的な検討というのは、やはり今後必要
だと思っ
ていまして、今回、J P I Cさんの例が書いてありますけど、そういうデータ取
集は大事ですよ、活用は大事ですよというだけじゃなくて、具体的に利活用につながっ
ている事例なんかも非常に役に立つんじゃないかなと思いました。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省の三竹主査様、おられましたら、お願いしたいのですが、よろし
いでしょうか。

○三竹オブザーバー 厚生労働省化学物質安全対策室の三竹です。

今回の防水スプレーに関する協議会に参加させていただきまして、皆様のご意見等をうかがい、非常に勉強になりました。

先ほど、波多野先生であったり、河上先生がおっしゃられていたように、家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告は終了はしているんですけども、新しいシステムとして継続はさせていただいていますので、今後も安全対策というところで委員の皆様にご指導いただきつつ、都とも連携しながら情報の発信だったり、事故情報の収集等、引き続き取り組んでいけたらと思っております。

本日はありがとうございました。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、経済産業省、高橋課長補佐様、もしおられましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○高橋オブザーバー 経済産業省素材産業課の高橋でございます。いろいろ活発なご議論をいただきまして大変ありがとうございました。

防水スプレーに限らないことだと思いますが関係者が非常に多く製造事業者、販売事業者、それを購入して使う消費者、情報収集・提供を行ったり安全性を周知したりする行政機関等など、非常に幅広い関係者が関わってくるので、それぞれの役割を果たしながら、事故が減っていくように対策を講じていければ良いと思っております。

いろいろありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○越山会長 どうもありがとうございました。ちゃんと聞こえております。

続きまして、経済産業省製品安全課の服部課長補佐様、もしおられましたらお願いしたいのですが。

○服部オブザーバー 恐れ入ります。聞こえますでしょうか。製品安全課でございます。

今回の防水スプレーの健康被害事案というのは、製品事故と捉えにくい部分もございまして、情報に関しては中毒情報センター様ですとか厚労省様の一元的な情報収集に頼ってしまうところもございしますが、こちらを定例、定型的に頂けることで、我々経産省としましては産業界のほうに情報提供を、横と連携してやっていくことができると思っていますので、その点で、報告書の提言部分について、経産省としましても貢献してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○越山会長 こちらこそ、ありがとうございます。

それでは最後で大変恐縮ですけど、消費者庁の飯島様、おられましたらお願いしたいと

存じます。

○飯島オブザーバー代理 聞こえていますでしょうか。

○越山会長 はい。聞こえています。

○飯島オブザーバー代理 ありがとうございます。鮎澤消費者庁消費者安全課長の代理で、第2回より参加させていただいております飯島と申します。

このたびは、当協議会に参加させていただきありがとうございました。ちょっと協議会とは関係のないところの話で大変恐縮なんですけれども、今年の7月に当課が事務局となりまして実施した、子供の事故防止週間というものがあまして、東京都消費生活行政ツイッターにおきまして、週間中に子供の事故防止を呼びかけるツイートを実施していただきまして、誠にありがとうございました。今年も、子供の事故防止週間を実施予定ですので、ぜひ、ご協力いただけますと幸いです。

さて、今回の協議会では、気流の可視化など、当方のほうではなかなかできない実験等が多数実施されておりまして、非常に参考となりました。今回の防水スプレーの報告書や注意喚起のほうでは、マスクの着用を促すなど、事故を防ぐためのポイントが、根拠をもって分かりやすく示されていたと思います。消費者にとっても分かりやすいというのは非常に有益なものだと思います。

当課のほうでもスプレー缶の事故は注視しておりまして、昨年8月に、8月に多いスプレー缶による火傷や皮膚障害を抽出して注意喚起をリリースしたところです。防水スプレーに限ったことではないかもしれないんですけれども、消費者事故について幅広く情報収集し、危険予想を分析し注意を呼びかけることで、一つでも多くの消費者事故を減らしていきたいというふうに考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

ここで、この提言、報告書の取りまとめに関しましては、議論は終了させていただきます。

大変恐縮ではございますけど、本年度最後になりますので、あと1件だけご報告させていただければと思っております。

資料3、過去テーマに関する取組状況についてのお話になります。

これまで協議会で、過去に報告したテーマについて検証が必要とのご意見を踏まえ、過去テーマの取組状況を事務局に取りまとめてもらっております。

このスプレーに関連する協議会に関しましても、これでおしまいというわけではなくて、

これからがスタートだというようなお考えでいただければありがたいなと思っています。

そういうことで今回、2点、過去テーマについてのフォローアップに関しての報告だけ、させていただきます。よろしくお願いします。

○松田統括課長代理 それでは資料3について、報告します。

まず、平成27年度テーマの、子供に対するコイン形電池等の安全対策です。

今回は、事故状況の把握として、東京消防庁の救急搬送事例、医療機関ネットワーク受診事例、中毒情報センター相談事例を収集しました。

また、業界での取組状況についてヒアリングを行い、都の取組として消費者へのアンケートを行いました。

2018年から2020年までの事例を収集したところ、コイン形電池等の誤飲に関する事故は204件あり、このうち中等症以上が31件でした。これらには誤飲の有無が不明な事例、受診の結果誤飲していなかった事例が含まれています。

2ページをご覧ください。

表1-2に、事故件数の推移、表1-3、1-4に年齢別の発生状況をそれぞれ示しています。6か月から2歳までを中心に事故が起こっていました。

表1-5に事故時の電池があった場所の件数、3ページの表1-6に、その詳細な件数について示しており、タイマーやライト、おもちゃや電池のパッケージなどで起こっていたことが分かりました。

また、4ページから6ページでは、表1-7、表1-8に事例の一部を掲載しています。

6ページをご覧ください。

また、日本中毒情報センターでも中毒110番での5歳以下のコイン形電池等の誤飲に関する相談事例をまとめています。表1-9に相談件数を示しています。

3、業界団体の取組の(1)商品の安全対策について、ア、一般社団法人電池工業会の取組として、JIS C8513、リチウム一次電池の安全性が2020年12月に改正されました。誤飲防止に関連する内容は、以下のとおりになります。

電池直径16mm以上の一般消費者向けのコイン形リチウム一次電池は、誤飲防止パッケージを適用しなければならないこと。全てのコイン形リチウム一次電池に、パッケージなどへの誤飲防止のための安全図記号を表示すること。電池直径20mm以上のコイン形リチウム一次電池の電池本体への安全図記号を表示することになっております。

なお、電池工業会の会員企業は、誤飲防止パッケージを既に導入しており、安全図記号の表示は順次導入予定で、既に先行で行っているメーカーもあります。

7ページをご覧ください。

イの電池の改良として、国際規格 I E C 60086-4、リチウム一次電池の安全性の改訂において、電池誤飲時の身体への影響の評価方法を規定できるよう協議しており、改訂後にその内容に沿って J I S を改正予定です。

(2) 消費者への普及啓発について。電池工業会は、電池の正しい使い方など、誤飲防止啓発などを記載した消費者向けの小冊子を継続してイベントで配布しています。

また、育児関係の雑誌に誤飲防止の注意喚起の記事広告を掲載したり、誤飲防止の周知啓発ポスターを電車内に一年間掲出しています。

8ページをご覧ください。

一般社団法人日本玩具協会は、安全な商品の市場流通のため、玩具の商談見本市においてリーフレットを配布し、ビジネス関係者への普及啓発を引き続き実施しています。

一般財団法人家電製品協会は、電池工業会発行のコイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドラインの周知を、引き続き行っています。

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会モバイルシステム部会は、落下等により容易に電池が機器から外れないように、計算機の電池蓋をビス止め構造とすることを引き続き取り組んでいます。

4の都の取組としては、ウェブサイトやSNSなどで消費者に対し注意喚起を継続し、子育て世代向けのイベントにおいて事故防止啓発リーフレットの配布を行っています。

さらに平成27年に協議会で行ったアンケートを基に、今回、消費者に対しアンケート調査を行いました。その概要について報告します。

詳細については別紙の調査結果をご覧ください。なお、この資料については取りまとめ中のため、この協議会のみのお取扱いをお願いします。

本調査は、東京都に在住し、1歳以上5歳以下の自分の子供と同居する男女で、ボタン電池等が入っている可能性のある製品を所有する1,044人に、インターネットにて実施しました。

まず、使用実態について、ボタン電池等の購入場所で多かったのは家電量販店、100円ショップ、ディスカウントストア、スーパーマーケットでした。購入で一番多かったのは、メーカー、次いでプライベートブランドの電池が購入されていました。購入する際の優先

事項は、価格、次いでメーカー・ブランドでした。

9 ページをご覧ください。安全対策に対する意識について、ボタン電池等やボタン電池等使用製品の注意表示を回答者の約 6 割が読んでいませんでした。保護者が使用時に注意していることで多かった回答は、ボタン電池等では「子どもの手の届かない場所」や「子どもの見えない場所に保管している」でした。製品ではおもちゃは、電池室が容易に開かない構造のものを選ぶこと、おもちゃ以外では、子供に触らせないようにしていることでした。

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験について聞いたところ 172 件あり、そのうち実際に誤飲した経験は 34 件でした。

経験時の電池等の状況は、「放置」が最も多く、次いで「保管」、「製品から外れた」でした。子供の年齢は 1 歳が 4 割を占めており、経験時の状況は多い順に、「目を離れた・気づいたとき」、「電池交換のとき」、「子どもが遊んでいる・遊んでいたとき」でした。

10 ページをご覧ください。誤飲防止パッケージについて、子供のボタン電池等の誤飲防止のために、はさみなどを使わないと開けられない誤飲防止パッケージについて、全体の 6 割強が「知らない」と回答しました。誤飲防止パッケージを知っている人のほうが知らない人に比べ、ボタン電池等や使用製品の使うときに、より注意をしていました。

ボタン電池の報告については、以上になります。

次に 11 ページをご覧ください。

次に、平成 30 年度テーマの、子供に対する電気ポットの安全対策について報告します。今回は、事故事例の収集及び業界団体の取組状況のヒアリングを行いました。

2018 年から 2020 年までの事例を収集したところ、電気ポットによる 5 歳以下の火傷事故は 95 件あり、このうち中等症以上と判断された事例は 23 件でした。

12 ページをご覧ください。

表の 2-3、表の 2-4 では、年齢別の発生状況について示しており、6 か月から 1 歳までを中心に多く起こっていました。表 2-5 の事故原因の分類より、多くの事例が電気ポットの転倒によるものでした。

13 ページをご覧ください。表 2-6、2-7 では事故事例の一部を示しています。

続きまして 14 ページをご覧ください。

3 の業界団体の取組状況について、一般社団法人日本電機工業会、JEMA といいます。以下の取組を行っています。

(1) 商品の安全対策について、ア、会員企業は安全に配慮した商品の構造で、マグネットプラグや転倒湯漏れ防止機能等、様々な安全対策を行っています。

イとして安全基準の強化として、電気用品安全法の技術基準解釈、別表第12の国際規格と整合したJIS基準に、電気ポットの転倒流水試験の規定が追加され、2021年1月に改正されました。JISの改正に先行してJEMAの会員企業では、転倒流水防止に対する社内基準を強化し、転倒時の安全対策を進めています。

ウ、注意表記等の強化として、JEMAや会員企業のウェブサイト上で、パッキンの交換について、より詳細に記載するなどしています。

15 ページをご覧ください。(2) 消費者への普及啓発について、ア、購入時の商品選択として、安全対策に関する機能等により容易に選択できるよう、会員企業のウェブサイト等で商品ごとに搭載機能を周知しています。

また、イとして商品の使用上の注意事項では、JEMAや会員企業のウェブサイト、取扱説明書等で注意喚起をしています。

次に、電気製品認証協議会、SCEAとありますが、以下の取組を行っています。

ウとしまして、消費者への普及啓発について、購入時の商品選択として、各メディアを通じ、消費者の安全に配慮された製品の購入を推奨しています。今年は紙媒体だけでなくウェブニュースで製品の事故事例を取り上げ、Sマーク認証品の購入を推奨しています。

また、SCEAのウェブサイトでの説明等、様々な取組を行っています。

エとしまして、広報イベントについては、例年行っている家電量販店でのイベントの開催が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかったものの、代替としてウェブアンケートにてSマークについて調査を行いました。

16 ページをご覧ください。

(4) としまして、課題として安全性を購入の基準に考える消費者は少ないことや、インターネット販売が増え、海外製品の割合が多く、一部の製品には事故の懸念が報告されている中、消費者の製品安全に対する意識を高める必要があること。Sマークを認知してもらうことが上がりました。

4の都の取組では、ウェブサイトなどで消費者に対し注意喚起を継続し、子育て世代向けのイベントにおいて事故防止啓発リーフレットの配布を行っています。

引き続き、事故情報を注視し、継続的な注意喚起を行っていきます。

資料3の説明は、駆け足になりましたが以上になります。

○越山会長 どうもありがとうございました。議事では、本件に関しまして質疑応答をというふうになっていますが、ちょっと時間が押してきましたので報告だけにさせていただきます。先に進めさせていただければと思います。

それでは、主な議論は以上となります。過去テーマの取組状況につきましては、今後も随時フォローアップしておりますので、関係の皆様、引き続きましてご理解、ご協力のほどお願いできればと思っております。

それでは、これで対面の会議は最後になりますので、最後に本協議会、吉村消費生活部長様のほうから、ご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○吉村部長 消費生活部長の吉村でございます。本協議会は、昨年10月から3回にわたり開催してまいりましたが、この間、越山会長をはじめ、皆様方には、それぞれ専門的なご見地から活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の中、例年よりもこの協議会のスタートが遅くなりました。また、初めてオンラインを併用した会議の運営に事務局が不慣れなこともありまして、皆様にはご不便やご負担をおかけしたと存じますが、この短期間に提言案までまとめていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今回実施したアンケート調査結果では、防水スプレーを使用したことのある方の約半数が吸入事故の発生を認知していなかった一方で、回答者の1割強と少なくない方が吸入事故等を経験していること、また、その事故等の一部が屋外で起こっており、屋外での使用も使い方や風向きなどによっては必ずしも安全ではないことや、使用時のマスク着用率が低いなどの使用実態も明らかになりました。

こうした課題に対応するために、各主体が取り組むべきことにつきまして、本日のご議論も踏まえて最終的な報告書を取りまとめていただくこととなります。

事業者や事業者団体の皆様には、今後いただく報告書を踏まえまして、防水スプレー等の一層の安全対策につながるよう、引き続き商品の改善などのご検討を進めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、提言案では、消費者の安全意識の向上に向け、様々な主体による注意喚起や普及啓発の取組についても示されております。行政や事業者、事業者団体の皆様はもとより、消費者団体の皆様におかれましても、これまでもお取り組みいただいていることとは存じますが、引き続きよろしくをお願いいたします。

都といたしましても、協議会からのご提言につきまして、関係団体等に要望や情報提供

をさせていただきますとともに、消費者に対して様々な媒体を活用して注意喚起を行うなど、防水スプレー等の安全な使用に向け、速やかに取組を進めてまいります。

皆様方の引き続きのご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に一言だけご挨拶を申し上げたいと思っております。

この協議会は、毎年1件の商品等にフォーカスを当てて、その安全問題について議論をさせていただいております。

近年は、特に子供の安全に関連する商品を多く扱ってまいりました。ライターの火遊びの問題、ボタン電池の誤飲の問題、抱っこひもやベランダからの転落の問題、そして子供の歯ブラシ転倒事故の問題、そして電気ポットによる火傷の問題、昨年度はベビーベッドの安全確保について検討を進めてまいりました。

今年度、取り上げましたのは、このような商品による子供の事故と異なり、エアゾール製品である防水スプレーの吸引事故ということで、また安全対策の視点が異なったものとなっております。

エアゾール製品では使用や廃棄の際に爆発事故が多く発生していたことを、以前から承知しております。防水スプレーにつきましては、今回の調査を進める中で想像以上に普及率が高かったこと、日常的に使用する靴などに対して使うことを、事業者の注意喚起にもかかわらず屋内、特に玄関等で使用することが多いこと。マスクの着用率が低いことなども分かってまいりました。

しかし、皆様のご協力の下、安全を模索していくことで、今回の取りまとめを進めることができましたことは、大変深く感謝をいたしているところでございます。

業界自主基準遵守の問題、安全に利用するためのマスクの着用の問題、情報収集が難しい側面などがあるというような課題も明確になってきました。それらを踏まえまして、今後も安全のために必要な点は何かについて、関係の皆様と一緒に、これから協力して考えていかなければいけないと思っております。

これもひとえに皆様のご理解、ご協力のたまものだと考えております。心より、ここで深く御礼申し上げます。

事務局から説明がありましたが、今年度の対面での協議会はこれで終了になります。また、来年度に関しましても同じように、この協議会では何らかの商品等にフォーカスを当

てて検討していくことになろうかと思っております。その際に関しましては、関係の皆様には、またご協力をお願いできれば幸いです。

というところで、これで今日の議事を終了させていただきたいと思えます。

司会の不手際で、ぎりぎりまでかかってしまいまして、大変申し訳ございません。

それでは、協議会をこれで終了とさせていただきたいと思えます。長い間、どうもありがとうございました。

午後 3 時 54 分閉会